Ver1.0（2025.6.30）

**令和７年度（2025年度）熊本県薬局電子処方箋活用・普及促進事業費補助金（Ｑ＆Ａ)**

**１．補助対象について**

Ｑ１　どのような施設が補助の対象となりますか。

Ａ１　熊本県薬局電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第２条に規定する（１）～（３）の事業について、電子処方箋管理サービスの導入等が完了しており、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が実施する補助金の交付決定を受けた保険薬局が補助の対象となります。

Ｑ２　今回の県の補助金が始まる前に、既に電子処方箋管理サービスを導入し、支払基金から補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県の補助金を申請することはできますか。

Ａ２　県の補助事業の申請受付開始前に、電子処方箋管理サービスの導入が完了し、支払基金から関連する補助金の交付決定を受けている保険薬局であれば、県の補助金を申請することは可能です。

なお、令和４年度及び令和５年度に支払基金に対して補助金交付申請を行い交付決定を受けた施設は、申請区分「(1)初期導入のみ」（交付要項第２条に規定する補助対象事業のうち（１）に該当）での申請となります。

令和６年度に支払基金に対して補助金交付申請を行い、交付決定を受けた施設については、支払基金への申請（交付決定）と同じ申請区分で県へ申請してください。

**２．補助率、補助上限額等について**

Ｑ３　県の補助金の補助率、補助上限額を教えてください。

Ａ３　県の補助金の補助率、補助上限額は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請区分 | 補助率 | 補助上限額 |
| (1)初期導入のみ | 1／4 | ９７，０００円 |
| (2)新機能追加のみ | ６４，０００円 |
| (3)初期導入と新機能の同時導入 | １３８，０００円 |

※初期導入と新機能導入の時期が異なる場合は、区分(3)には該当しません。

Ｑ４　新機能とは具体的にどのような機能のことですか？

Ａ４　電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。

・リフィル処方箋

・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧

・マイナンバーカード署名

・処方箋ID検索

・調剤結果ID検索（保険薬局の場合のみ）

・院内処方機能（令和7年度より）

**３．補助金の交付申請手続きについて**

Ｑ５　県への補助金交付申請の手続きは、どのように進めればよいですか。

Ａ５　電子処方箋管理サービス導入後、システムベンダ等に費用を支払ったうえで、まず、支払基金に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてください。

　その後、必要書類を添付し、県へ申請してください。



ＣＶ

Ｑ６　令和５年度に電子処方箋管理サービスの初期導入を行い、令和７年度に新機能の追加を行い、いずれも支払基金から補助金の交付決定を受けています。この場合、県への補助金申請の区分はどうなりますか。

Ａ６　県への申請区分は、支払基金への申請区分と一致している必要があります。お尋ねの内容の場合、交付要項第２条に規定する（１）及び（２）に該当するため、県への申請は、申請区分(1)及び(2)となります。

※申請区分(3)は、令和７年度に電子処方箋管理サービスの「初期導入」と「新機能導入」を同時に行った（事業完了日が同じ）場合のみが該当します。

Ｑ７　今回の県の補助金は、支払基金が実施する補助金の上乗せ補助と聞きました。既に、支払基金から補助金の交付を受けていれば、自動的に県から補助金の交付が行われますか？それとも、改めて県に対して申請を行う必要がありますか。

ＣＶ

Ａ７　支払基金が実施する補助金と今回の県の補助金は別の制度であるため、支払基金から補助金の交付（決定）を受けていても、別途県へ交付申請を行う必要があります。

Ｑ８　支払基金が実施する電子処方箋管理サービスに関連する補助制度の概要（申請方法、上限額等）を教えてください。

ＣＶ

Ａ８　支払基金が実施する補助制度については、以下のホームページをご確認ください。

　　（社会保険診療報酬支払基金　医療機関等向け総合ポータルサイト）

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top>

　　（電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請について）

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040>

ＣＶ

Ｑ９　これから支払基金へ補助金の交付申請を行います。交付決定までにどの位かかりますか。

Ａ９　支払基金が実施する補助制度（申請手続き、補助上限額等）に関しては、直接支払基金にお問い合わせください。

Ｃ

Ｑ10　熊本県内で複数の薬局を開設し、いずれも電子処方箋管理サービスを導入しています。支払基金の補助金申請は、薬局ごとでなく、事業者一括申請を行うことができましたが、県の補助金も一括申請を行うことが可能ですか。

Ａ10　県の補助金でも、開設者が同一の場合、複数の薬局について一括で申請が可能です。

その場合、添付書類については、それぞれの施設ごとに支払基金からの交付決定内容（区分、交付決定額等）が分かるものを提出してください。

Ｑ11　支払基金の補助金申請時は、薬局については「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局」と「薬局（大手チェーン以外）」に区分が分かれていますが、県の補助金では、そのような区分がないのはなぜですか。

Ｃ

Ａ11　県の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局）」及び「薬局（大型チェーン薬局以外）」のいずれも補助率と補助上限額が同じであるため、薬局の区分分けは行っていません。

Ｃ

Ｑ12　申請区分「(1)初期導入のみ」、「(2)新機能追加のみ」、「(3)初期導入と新機能の同時導入」の違いを教えてください。

Ａ12　申請区分(1)は、電子処方箋管理サービスを初期導入するために既存システムの改修等を行うためにかかる経費、申請区分(2)は、既に電子処方箋管理サービスの初期導入を完了している施設が、新機能（※）を追加した場合の経費を補助するものです。

　　　申請区分(3)は、新たに電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能の導入を同時に行う場合のシステム改修等に係る経費を補助するものです。

　　　県への申請を行う場合は、対象となる薬局について、支払基金から交付決定を受けた申請区分と同じ区分で申請してください。

Ｃ

Ｑ13　申請方法と申請期限を教えてください。

Ａ13　交付申請書に必要な添付書類を添えて、令和７年（2025年）12月26日（金）までに電子申請管理サービス（Logoフォーム）で申請してください。

　　　申請書及び添付書類（ただし、振込先口座申出に係る委任状※を除く。）はすべて電子データでの提出となりますので、電子申請を行う前にそれぞれのデータの準備をお願いします。

※委任状を郵送する場合は、令和７年（2025年）12月26日（金）当日消印有効

Ｑ14　県の補助金交付申請に必要な書類を教えてください。

Ｃ

Ａ14　交付申請書（様式第1号）に次の添付書類（⑤を除きいずれも電子データ）を添えて電子申請で提出してください。

　　（添付書類）

　　　①申請区分ごとの申請薬局の一覧（様式第1号別添）

　　　②補助金の振込先が分かる通帳の見開きページの写し

　　　　※口座名義のフリガナ、口座番号等が確認できる鮮明な写し

　　　③支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書（写し）

　　　④支払基金に申請した資料一式（対象事業費が確認できるもの）

　　　⑤委任状兼口座振替申出書（押印要）

　　　　※申請者と②の振込先口座名義が異なる場合のみ**郵送で熊本県薬剤師会へ**提出（他の補助金・支援金と混同しないよう、「令和７年度（2025年度）熊本県薬局電子処方箋活用・普及促進事業費補助金関係書類」と封筒へ記載してください。）

Ｑ15　補助金の振込先口座の指定はありますか。

Ｃ

Ａ15　原則として、補助金の申請者名義の口座としてください。

　　　やむを得ず、申請者と異なる名義の口座を振込先として指定する場合は、「委任状」を郵送で提出いただく必要があります。

Ｃ

Ｑ16　通帳の写しについて、通帳なしの口座（web講座、無通帳講座）の場合はどうすればよいですか。

Ａ16　通帳なし口座の場合は、申請様式の４．概算払振込口座情報が確認できる内容を含んだ口座開設店舗発行の口座開設（確認）証明書などのデータを貼付して申請いただくか、証明書原本を郵送で熊本県薬剤師会へ提出してください。

Ｃ

Ｑ17　過去に他の補助金や支援金の支給を受けました。今回も同口座での受取で申請しますが、通帳の写しは必要ですか。また、委任状兼口座振替申出書についても改めて提出は必要ですか。

Ａ17　令和6年度の熊本県薬局電子処方箋活用・普及促進事業の補助金交付において、振込口座の誤記入等により確認に時間を要した事例が発生しています。お手数をおかけしますが、正確・迅速な補助金交付のため通帳の写しを添付することにご協力をお願いします。

　　　また、委任状について、各補助金などにより記載内容が異なることから、こちらも郵送で熊本県薬剤師会へ提出してください。その場合、他の補助金・支援金と区別できるよう、「令和７年度（2025年度）熊本県薬局電子処方箋活用・普及促進事業費補助金関係書類」と、封筒へ記載してください。

Ｑ18　これから支払基金の補助金を申請しますが、県の補助金申請期限である令和７年12月26日までに支払基金からの交付決定通知が手元に届かなかった場合、それ以外の書類だけで県に交付申請を行っても良いですか。

Ｃ

Ａ18　県の補助金では、支払基金の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けている薬局であることを交付の要件としています。県への交付申請時点で、添付書類がそろっておらず、支払基金からの交付決定を受けていることが確認できない場合は、交付要件を満たしていないため、補助金を交付することはできません。

Ｑ19　支払基金の補助金は、令和７年９月30日までにシステム導入を完了し、令和８年１月15日までに補助金申請を行えばよいとなっていますが、なぜ県の補助金は令和７年12月26日までに申請を行う必要があるのでしょうか。

Ｃ

Ａ19　今回の県の補助事業は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源として実施するものです。令和７年度中にすべての支払いを完了する必要があるため、審査及び支払いに要する期間を考慮し、申請期限を令和７年12月26日と設定しています。

Ｑ20　交付申請書を提出してから、どのくらいで補助金が交付されますか。

Ｃ

Ａ20　交付申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は順次補助金の交付決定を行います。令和８年３月までにはすべての交付を完了予定ですが、個別の進捗状況についてはお答えできません。

Ｃ

Ｑ21　県の補助金の交付を受けた後に、何か必要な手続きはありますか。

Ａ21　交付要項第10条において、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに県に報告することと定めています。

Ｑ22　1つの薬局に対して、申請区分を変えて複数回補助金を申請することはできますか。

Ｃ

Ａ22　次の場合は、1つの薬局について2回に分けて申請が可能です。

交付要項第2条(1)の初期導入のみで県に補助金の交付申請を行った後、同要項第2条(2)の新機能追加を行い、同じ申請区分で支払基金に補助金申請を行い、支払基金から交付決定を受けた場合は、別途、県に対して同要項第2条(2)の申請区分について申請が可能です。

Ｑ23　事業完了後、電子処方箋管理サービスの運用に当たって生じるランニングコスト（修繕費用含む）は補助対象になりますか。

Ｃ

Ａ23　支払基金の補助制度と同様に、今回の県の補助金は、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が補助の対象となりますので、導入後に発生した費用（ランニングコスト・修繕費等）については、補助対象外です。